被爆者一般疾病医療機関の指定について

　　　　　　　　　　　　　　兵庫県原子爆弾被爆者相談室

１　被爆者一般疾病医療機関とは

　　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第19条第1項の規定に基づき、病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）、介護老人保健施設、介護医療院等の開設者の同意を得て、同法施行規則第２４条の規定により兵庫県知事が指定した被爆者一般疾病医療機関のことをいいます。

２　指定の申請方法

　　病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者等の開設者から、次の事項を記載した「被爆者一般疾病医療機関指定申請書」を１部提出していただきます。なお、指定証を交付するまで相当の日数を要しますのでご了承ください。

①指定年月日（原則、申請日以降が指定日となります。）

②名称（病院、診療所（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーション、介護老人保健施設等の名称）

　③施設の所在地、電話番号

　④開設者（法人の場合は、法人名称、代表者名）

　⑤診療報酬採用区分（医科、歯科、調剤薬局、訪問看護、介護老人保健施設（介護医療院を含む））

　⑥保健医療機関番号（７桁の医療機関コード）

３　医療費の請求方法

（１）各種保険医療費及び原爆医療費（公費負担医療制度の法律別番号は「１９」）を一括して公費併用レセプトにて社会保険診療報酬基金又は国民健康保険団体連合会へ請求してください。

（２）老人保健法による医療費の受給者についても、一部負担金（1割～3割）が原爆の公費負担の対象となりますので、公費併用で請求ください。

（３）福祉医療対象者の場合、健康保険と原爆のみの併用で請求してください。

（４）生活保護受給者の場合は、全額原爆で請求してください。

※申請された指定年月日以降で指定証の交付を受けていないが、該当者の診療を行った場合は、指定を受けているものとみなして対応してください。

４　指定事項（内容）に変更があった場合の手続き方法

（１）申請事項変更届の提出が必要な場合

　　①法人経営の医療機関等における開設代表者の変更

　　②区画整理に伴い住居表示の変更による住所変更（施設の移転等による住所変更は除く。）

　　③診療科目の変更

（２）指定辞退届の提出と新たに指定申請書を提出する必要がある場合

　　①名称の変更（法人名称、施設名称の変更）

　　②開設者の法人から他の法人への変更

　　③個人経営の開設者の変更（個人経営から法人経営への変更・開設者の代替わり等）

　　④施設所在地の変更（区画整理による変更を除く。）

　　※なお、一般疾病医療機関の指定後に医療機関コードのみが変更になり、他の登録（指定）事項に変

　　　更がない場合には、変更届を提出して下さい。

５　申請書の提出先（申請は郵送でお願いします。）

　　　〒６５０－８５６７（兵庫県庁固有の番号）（住所の記載は必要ありません。）

　　　　（神戸市中央区下山手通５丁目１０－１）

　　　　兵庫県・感染症等対策室疾病対策課　原子爆弾被爆者相談室

　　　　　電話（県庁）：０７８-３４１－７７１１（代表）内線３２３５

　　　　　電話（直通）：０７８－３６１－８６０４（１０：００～１６：００）